

# 2017年6月号 FP武蔵野グループ



渡辺公雄  
CFP、社会保険労務士

## 年金の受給開始は自分で選ぶ！ ～老齢年金の繰上げ、繰下げについて～

今回は、まだ65歳からの老齢年金を受給していないという方向けです。65歳受給の年金については、繰上げ（65歳より早く貰う）、繰下げ（65歳より遅くもらう）ができます。

結論から書きますが、繰上げはお勧めできない、ということになります。特に女性は繰下げをするくらいが良いですね。

まず、繰上げ、繰下げの基礎を以下に述べます。あくまでも基礎です。実際には、各人毎（+配偶者）により異なり、また制限事項があり、またそもそも繰上げや繰下げができない、あるいはメリットがない人もいますので、年金事務所等に相談し、慎重にご判断をいただきたいと思います。

### <繰上げ>

60歳からいつでも繰上げ受給を開始することができます。但し、減額率があり、月あたり0.5%です。本来65歳から受給できる人の場合、60歳から受給すると70%の支給率となります。この場合、76.7歳が損得ちょうど年齢となり、76.7歳以上の生存なら繰上げをしないほうが良かった、それ以下なら繰上げをして良かったということになるでしょう（但し、生存年齢だけに着目した場合です）。

60歳の人の平均余命は、男性23.6年（83.6歳）、女性28.8年（88.8歳）です。繰上げは原則として損ということがお分かりになると思います。

なお、60歳前半の老齢厚生年金を受給できる方で障害者や長期特例（44年以上厚生年金保険加入）などの場合は、上記のように単純ではありません。年金事務所に行つて、じっくりと相談を！

### <繰下げ>

最大70歳まで繰下げすることができます。増額率は、月あたり0.7%です。

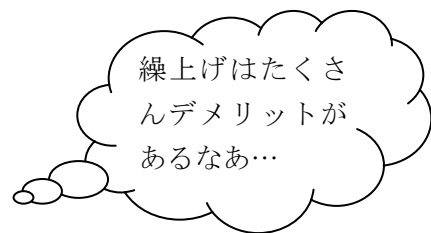
本来65歳から受給できる人の場合、70歳から受給を開始したとすると、81.9歳が損得ちょうど年齢となり、81.9歳以上の生存なら繰下げをして良かった、それ以下なら繰下げをしなければ良かったということになるでしょう。

65歳の人の平均余命は、男性19.5年(84.5歳)、女性24.3年(89.3歳)です。繰下げを検討してみる価値は十分にあるということがお分かりになると思います。

なお、加給年金や振替加算がある場合、繰下げの効果は減りますので、夫婦ともに試算してみることをお勧めします。

### <繰上げの主なデメリット>

繰上げには以下のようなデメリットがあります。



- ①原則として障害基礎年金が支給されない(65歳と同等の取扱い)。
- ②寡婦年金(第1号被保険者加入期間25年以上である夫死亡時)が支給されない。
- ③国民年金に任意加入できない(年金額が増やせない)。
- ④繰上げ請求すると、年金は生涯減額される。取り消しはできない(後悔するかも…)。

### <繰下げの主なデメリット>

- ①加給年金や振替加算は増額されない。
- ②繰下げの請求は、請求のあった月の翌月分から支給される。繰下げの請求をすると取り消しはできない。なお、繰下げの請求前は、本来の65歳の年金を請求することができる。

### <結論>

よほどのことがない限り、繰上げは選択しないほうが賢明です。家族や働き方、健康状態によっても変わってきますが、繰下げを検討することをお勧めします。事前に、年金事務所に夫婦揃って行って、試算してもらい、じっくり検討しましょう。なお、厚生年金基金に加入していた人は、厚生年金基金(または企業年金連合会)にも確認しましょう。

以上